



# 鳥取県公報

平成 28 年 11 月 1 日 (火)  
第 8 8 4 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (649) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (650) (障がい福祉課) . . . . . 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (651) (畜産試験場) . . . . . 2
	公共測量の実施 (2 件) (652・653) (県土総務課) . . . . . 2
	一般国道の区域の変更 (654) (道路企画課) . . . . . 3
	県道の区域の変更 (2 件) (655・656) (〃) . . . . . 3
	県道の供用の開始 (2 件) (657・658) (〃) . . . . . 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (情報政策課) . . . . . 5
	総合評価制限付一般競争入札の中止 (文化政策課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社和みの郷	鳥取市国府町宮下1040	レストフルはうす Zeal	鳥取市商栄町271-5	介護予防通所介護	平成28年9月27日

## 鳥取県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204-1	訪問看護ステーションのぞはまゆう	鳥取市野寺67	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年11月1日

## 鳥取県告示第651号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月1日

鳥取県畜産試験場長 米 田 和 晃

- 1 委託の相手  
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間  
平成28年9月14日から平成29年3月31日まで

## 鳥取県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年10月12日から平成29年3月25日まで

3 作業地域 米子市皆生温泉から境港市新屋町

**鳥取県告示第653号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年10月17日から同月31日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町中

**鳥取県告示第654号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町阿賀字平塚325-2地先から同町阿賀字平塚東222-4地先まで	変更前	13.8~40.9	23.0
		変更後	13.8~38.5	23.0

**鳥取県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用 瀬線	鳥取市松上字鳥居ノ元3-2地先から同市松上字大坂12-5地先まで	変更前	5.0~17.5	319.0
		変更後	6.5~32.8	320.0

**鳥取県告示第656号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

溝口伯太線	変更前	西伯郡南部町阿賀字平塚西294-8地先から同町原字下河原1597-2地先まで	6.7~21.0	361.0
	変更後	西伯郡南部町阿賀字平塚西299-4地先から同町阿賀字石橋西265-7地先まで	6.7~16.3	80.0
		西伯郡南部町阿賀字平塚西294-8地先から同町原字下河原1597-2地先まで	10.2~37.8	367.0

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
境車尾線	米子市宗像字下サイ手7-23地先から同市観音寺字戸上38-5地先まで	変更前	9.3~33.7	707.0
		変更後	9.3~33.7	702.0

### 鳥取県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	鳥取市松上字鳥居ノ元3-2地先から同市松上字大坂12-5地先まで	平成28年11月1日

### 鳥取県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町阿賀字平塚西299-4地先から同町阿賀字石橋西265-7地先まで	平成28年11月1日
境車尾線	米子市宗像字下サイ手7-23地先から同市観音寺字戸上38-5地先まで	〃

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年11月1日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年12月3日 午前9時から正午 まで	鳥取県西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル銃 射撃	22ロングライフルのライフル弾	4人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量    | 県立学校非常勤教職員等パソコン賃貸借 一式         |
| 2 契約方式        | 総合評価一般競争入札                    |
| 3 落札日         | 平成28年10月12日                   |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日通商事株式会社<br>東京都港区海岸一丁目14-22   |
| 5 落札金額        | 34,493,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日       | 平成28年8月26日                    |
| 7 落札方式        | 総合評価落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県総務部情報政策課                   |

及び所在地

鳥取市東町一丁目220

-----  
平成28年10月21日付鳥取県公報号外第96号で公告した総合評価制限付一般競争入札を中止するので公告する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札を中止する調達案件  
鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務 一式
- 2 入札を中止する理由  
鳥取県立倉吉未来中心が地震による被害を受けたため